

第31号議案

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年3月27日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第七号

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「（平成十年法律第百十四号）」の下に「及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）」を加え、「交通の制限又は遮断」を「停留」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則（令和二年特別区人事委員会規則第二号）の施行の日から適用する。

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成十二年教育委員会規則第四号）新旧対照表

改正後（案）	現行												
<p>第一条・第二条（略） 別表（第二条関係）</p>	<p>第一条・第二条（略） 別表（第二条関係）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 208 478 1093">原因</th> <th data-bbox="422 1093 478 1991">承認を与える日又は時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 208 774 1093"> <p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）による停留</p> </td> <td data-bbox="478 1093 774 1991"> <p>その都度必要があると認められた日又は時間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="774 208 981 1093"> <p>二～十四（略）</p> </td> <td data-bbox="774 1093 981 1991"> <p>（略）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	原因	承認を与える日又は時間	<p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）による停留</p>	<p>その都度必要があると認められた日又は時間</p>	<p>二～十四（略）</p>	<p>（略）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 1093 478 1991">原因</th> <th data-bbox="422 1991 478 208">承認を与える日又は時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 1093 774 1991"> <p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による交通制限又は遮断</p> </td> <td data-bbox="478 1991 774 208"> <p>その都度必要があると認められた日又は時間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="774 1093 981 1991"> <p>二～十四（略）</p> </td> <td data-bbox="774 1991 981 208"> <p>（略）</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	原因	承認を与える日又は時間	<p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による交通制限又は遮断</p>	<p>その都度必要があると認められた日又は時間</p>	<p>二～十四（略）</p>	<p>（略）</p>
原因	承認を与える日又は時間												
<p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）による停留</p>	<p>その都度必要があると認められた日又は時間</p>												
<p>二～十四（略）</p>	<p>（略）</p>												
原因	承認を与える日又は時間												
<p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による交通制限又は遮断</p>	<p>その都度必要があると認められた日又は時間</p>												
<p>二～十四（略）</p>	<p>（略）</p>												
<p>備考（略） 付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則（令和二年特別区人事委員会規則第二号）の施行の日から適用する。</p>													

